

◆ ◆ ◆ ホームレスに対する人権問題について ◆ ◆ ◆

ホームレスとは、失業や家庭問題など様々な要因により住居を持たず、公園・道路・駅舎などでの生活を余儀なくされる人のことを言います。自立の意思がありながら、やむを得ない事情でホームレスとなり、衛生状況が悪く、十分な食事を摂ることが出来ないなど、憲法で保障された健康で文化的な生活を送ることが出来ない人が多くいます。

こうしたホームレスの自立を支援するために平成14年に施行した「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」は10年間の限時法でしたが、その後平成39年まで延長されています。この法律に基づき、多方面から雇用や住宅の確保等の支援を受け、法律施行前の平成13年は、24,090人だったホームレスの人数が平成30年には4,977人へと減少しました。

また、法律だけでなく、多くのボランティア団体やNPOの方々による炊き出しや衣類配布、生活保護申請や入院・施設入所サポートなどの支援活動が行われています。

これらの自立支援活動等が実を結び、再就職をして、新たな生活を送る人もいます。自立のきっかけが、地域の人に声をかけてもらい人の優しさに触れたことで前向きになれた、といったケースもあります。

しかし、現実には、ホームレスが偏見や差別の対象となり、嫌がらせや暴力を受けるなど、人権侵害の問題が後を絶ちません。この問題は生命にかかわる問題であり、決して無関心ではいけません。

